

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)	(第一条関係)	1
○小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)	(第二条関係)	33
○通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)	(附則第五条関係)	58
○電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)	(附則第六条関係)	60
○港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)	(附則第七条関係)	61
○登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	(附則第八条関係)	63
○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)	(附則第九条関係)	66
○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)	(附則第十条関係)	68
○沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)	(附則第十一条関係)	69
○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)	(附則第十二条関係)	71
○総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)	(附則第十三条関係)	72
○福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)	(附則第十四条関係)	74
○総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)	(附則第十五条関係)	75
○農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)	(附則第十六条関係)	77
○国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)	(附則第十七条関係)	79

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 奄美群島振興開発計画等</p> <p>第一節 基本方針（第四条）</p> <p>第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置（第五条―第七条）</p> <p>第三節 交付金事業計画及びこれに基づく措置（第八条―第十条）</p> <p>第四節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条―第二十一条）</p> <p>第五節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十二条―第三十条）</p> <p>第三章 奄美群島振興開発審議会（第三十九条―第四十一条）</p> <p>第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金</p> <p>第一節 総則（第四十二条―第四十六条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第四十七条―第四十九条）</p> <p>第三節 業務等（第五十条―第五十四条）</p> <p>第四節 雑則（第五十五条―第五十八条）</p> <p>第五章 雑則（第五十九条―第六十条）</p> <p>第六章 罰則（第六十一条―第六十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 奄美群島振興開発計画等（第二条―第六条の十三）</p> <p>第三章 奄美群島振興開発審議会（第七条・第八条）</p> <p>第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金</p> <p>第一節 総則（第九条―第十三条）</p> <p>第二節 役員及び職員（第十四条―第十六条）</p> <p>第三節 業務等（第十七条―第二十一条）</p> <p>第四節 雑則（第二十二条―第二十六条）</p> <p>第五章 雑則（第二十七条）</p> <p>第六章 罰則（第二十八条・第二十九条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、奄美群島（鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。）の特殊事情にかんがみ、奄美群島振興開発基本方針</p>

本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島における定住の促進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 奄美群島の振興開発のための施策は、奄美群島が我が国の領域の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、奄美群島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第二章 奄美群島振興開発計画等

第一節 基本方針

第四条 主務大臣は、第二条の基本理念にのっとり、奄美群島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

(新設)

(新設)

第二章 奄美群島振興開発計画等

(新設)

(基本方針)

第二条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島の振興開発を図るため、奄美群島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～四 (略)

五 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下「人の往来等」という。）に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

七～十 (略)

十一 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

十二 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

十三 教育及び文化の振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。）に関する基本的な事項

十四 (略)

十五 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

十六・十七 (略)

(削る)

3 基本方針は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議し

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一～四 (略)

五 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

六 生活環境の整備に関する基本的な事項

七～十 (略)

十一 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項

(新設)

十二 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

十三 (略)

十四 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項

十五・十六 (略)

(削る)

3 基本方針は、奄美群島が我が国の自然環境の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っていることにかんがみ、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られべきことを基本理念として定めるものとする。

4 基本方針は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

5 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めよう

なければならぬ。

5| 主務大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。

6| 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

(振興開発計画)

第五条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一| 奄美群島の振興開発の基本的方針に関する事項

二| 四 (略)

五| 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する事項

六| 住宅及び生活環境の整備に関する事項

七| 十 (略)

十一| 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する事項

十二| 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項

十三| 十四 (略)

十五| 奄美群島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する事項

十六| 十七 (略)

4 振興開発計画は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

とするときは、あらかじめ、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

6| 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7| 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(新設)

(振興開発計画)

第三条 鹿児島県は、基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(新設)

一| 三 (略)

四| 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設の整備その他の奄美群島以外の本邦の地域と奄美群島及び奄美群島内の交通通信の確保に関する事項

五| 生活環境の整備に関する事項

六| 九 (略)

十| 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項
(新設)

十一| 十二 (略)

十三| 奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

十四| 十五 (略)

4 振興開発計画は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。

5 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島内の市町村（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。）に対し、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができる。

6 奄美群島内の市町村（以下「奄美群島市町村」という。）は、振興開発計画が定められていない場合には、単独で又は共同して、鹿児島県に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合においては、当該奄美群島市町村に係る振興開発計画の案を添えなければならない。

7 前項の規定による要請があつたときは、鹿児島県は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。

8 奄美群島市町村は、第五項又は第六項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 鹿児島県は、第五項又は第六項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

10 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、主務大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

11 鹿児島県は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

12 第五項及び第八項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。この場合において、第五項中「市町村（次項の規定による要請があつた場合における当該要請をした市町村を除く。）」とあるのは「市町村」と、第八項及び第九項中「第五項又は第六項」と

5 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島内の市町村に対し、当該市町村に係る振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならない。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

6 鹿児島県は、前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

7 鹿児島県は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

8 鹿児島県は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

あるのは「第五項」と読み替えるものとする。

(削る)

(特別の助成)

第六条 (略)

254 (略)

(削る)

5| 奄美群島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

第七条 (略)

第三節 交付金事業計画及びこれに基づく措置

(交付金事業計画の作成)

第八条 鹿児島県は、第六条第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業のうち、鹿児島県が実施する奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向

第四条及び第五条 削除

(特別の助成)

第六条 (略)

254 (略)

5| 国は、第一項及び第三項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

6| 奄美群島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

第六条の二 (略)

(新設)

(新設)

上に資する事業（奄美群島市町村その他の者が実施する奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業であつて、鹿児島県が当該事業に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。）を実施するための計画（以下「交付金事業計画」という。）を作成することができる。

2 交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 奄美群島の特性に応じた産業の振興又は奄美群島における住民の生活の利便性の向上に資する事業で政令で定めるものに関する事項
二 計画期間

3 交付金事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 交付金事業計画の目標

二 その他主務省令で定める事項

4 鹿児島県は、交付金事業計画を作成しようとするときは、あらかじめ、奄美群島市町村その他の関係者の意見を聴くよう努めるものとする。

5 鹿児島県は、交付金事業計画に奄美群島市町村その他の者が実施する事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該奄美群島市町村その他の者の同意を得なければならぬ。

6 鹿児島県は、交付金事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

7 前三項の規定は、交付金事業計画の変更について準用する。

（交付金の交付等）

第九条 鹿児島県は、次項の交付金を充てて交付金事業計画に基づく事業の実施（奄美群島市町村その他の者が実施する事業に要する費用の全部又は一部の負担を含む。）をしようとするときは、当該交付金事業計画をそれぞれの事業を所管する大臣に提出しなければならない。

2 国は、鹿児島県に対し、前項の規定により提出された交付金事業計

（新設）

画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、他の法令の規定に基づく国の負担若しくは補助又は交付金の交付は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(計画の実績に関する評価)

第十条 鹿児島県は、前条第二項の規定により交付金の交付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、交付金事業計画の期間の終了の日の属する年度の翌年度において、交付金事業計画に基づく事業の実施状況に関する調査及び分析を行い、交付金事業計画の実績に関する評価を行わなければならない。

2 鹿児島県は、前項の評価を行ったときは、主務省令で定めるところにより、その内容を公表するよう努めるものとする。

第四節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

(産業振興促進計画の認定)

第十一条 奄美群島市町村は、単独で又は共同して、振興開発計画に即して、主務省令で定めるところにより、当該奄美群島市町村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画(以下「産業振興促進計画」という。)を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 産業振興促進計画の区域(以下「計画区域」という。)

二 当該計画区域において振興すべき業種

三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体

(新設)

(新設)

(新設)

に関する事項

四 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 産業振興促進計画の目標

二 その他主務省令で定める事項

4 第二項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 奄美群島特例通訳案内士育成等事業（奄美群島において奄美群島特例通訳案内士（第十七条第二項に規定する奄美群島特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。）に関する事項

二 観光旅客滞在促進事業（計画区域において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第五項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、奄美群島内限定旅行業者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行業者代理業であつて、奄美群島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十八条第五項において同じ。）を行うことにより、計画区域において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、奄美群島の観光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。）に関する事項

三 補助金等交付財産活用品事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十九条において同

- じ。)に関する事項
- 5| 奄美群島市町村は、産業振興促進計画に第二項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。
- 6| 次に掲げる者は、奄美群島市町村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、振興開発計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。
- 一| 当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第三号に規定する事業を実施しようとする者
- 二| 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に関し密接な関係を有する者
- 7| 前項の規定による提案を受けた奄美群島市町村は、当該提案に基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興促進計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 8| 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一| 振興開発計画に適合すること。
- 二| 産業振興促進計画の実施が計画区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三| 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 四| 第二項第三号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十八条第四項前段に規定する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任する

と認められること。

9| 主務大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

10| 主務大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定に関する処理期間）

第十二条 主務大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。

2| 関係行政機関の長は、主務大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

（認定産業振興促進計画の変更）

第十三条 奄美群島市町村は、第十一条第八項の認定を受けた産業振興促進計画（以下「認定産業振興促進計画」という。）の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2| 第十一条第五項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。

（報告の徴収）

第十四条 主務大臣は、第十一条第八項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）を受けた奄美群島市町村（以下「認定奄美群島市町村」という。）に対し、認定産業振興促進計画（認定産業振興促進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

2 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、認定奄美群島市町村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第十五条 主務大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定奄美群島市町村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十六条 主務大臣は、認定産業振興促進計画が第十一条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定産業振興促進計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、主務大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、主務大臣に意見を述べることができる。

3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、主務大臣に意見を述べることができる。

4 第十一条第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

(通訳案内士法の特例)

第十七条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に奄美群島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促

(新設)

(新設)

(新設)

- 進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該奄美群島特別通訳案内士育成等事業に係る奄美群島特別通訳案内士については、次項から第十項まで、第六十一条、第六十二条（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第六十四条及び第六十六条に定めるところによる。
- 2| 奄美群島特別通訳案内士は、その資格を得た認定産業振興促進計画に記載された計画区域（以下この条において「認定計画区域」という。）において、報酬を得て、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）を行うことを業とする。
- 3| 奄美群島特別通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。
- 4| 第一項の認定を受けた奄美群島市町村が行う当該認定に係る認定計画区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該認定計画区域の区域において、奄美群島特別通訳案内士となる資格を有する。
- 5| 次の各号のいずれかに該当する者は、奄美群島特別通訳案内士となる資格を有しない。
- 一| 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 二| 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 三| 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
- 四| 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

- 五| 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に
関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において
準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳
案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を
経過しないもの
- 六| 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項
において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄
特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日か
ら二年を経過しないもの
- 七| 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項
において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際
戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当
該処分の日から二年を経過しないもの
- 八| 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法
第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士
の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過し
ないもの
- 九| 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十
三条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定
により福島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該
処分の日から二年を経過しないもの
- 六| 奄美群島特例通訳案内士は、その資格を得た認定計画区域の区域外
において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。
- 七| 奄美群島特例通訳案内士は、その業務に関して奄美群島特例通訳案
内士の名称を表示するときは、その資格を得た認定計画区域の区域を
明示してするものとし、当該認定計画区域以外の区域を表示してはな
らない。
- 八| 通訳案内士法第三章の規定は、奄美群島特例通訳案内士の登録につ
いて準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出し
を含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿

「とあるのは「奄美群島特例通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定奄美群島市町村（奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の認定を受けた奄美群島市町村（同法第五条第六項に規定する奄美群島市町村をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該奄美群島市町村が二以上である場合にあっては、同法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する産業振興促進計画において定めた一の奄美群島市町村をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定奄美群島市町村の長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「奄美群島特例通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9| 通訳案内士法第四章の規定は、奄美群島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法第十七条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定奄美群島市町村（奄美群島振興開発特別措置法第十七条第一項の認定を受けた奄美群島市町村（同法第五条第六項に規定する奄美群島市町村をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該奄美群島市町村が二以上である場合にあっては、同法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する産業振興促進計画において定めた一の奄美群島市町村をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「奄美群島振興開発特別措置法又は同法」と、同項、同条第二項及び同

法第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「認定奄美群島市町村の長」と読み替えるものとする。

10| 通訳案内士法第三十五条の規定は、奄美群島特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定奄美群島市町村（奄美群島振興開発特別措置法第七条第一項の認定を受けた奄美群島市町村（同法第五条第六項に規定する奄美群島市町村をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該奄美群島市町村が二以上である場合にあつては、同法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する産業振興促進計画において定められた一の奄美群島市町村をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定奄美群島市町村の長」と読み替えるものとする。

（旅行业法の特例）

第十八条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画（旅行业法第三条の旅行者代理業の登録又は同法第六条の四第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。）について、国土交通省令で定める書類を添付して、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2| 前項の規定により旅行业法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下この条において「奄美群島内限定旅行者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3| 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示して

（新設）

はならない。

一 奄美群島内限定旅行者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識

二 奄美群島内限定旅行者代理業者以外の者 前項の標識

三 旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行者等（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者 前項の標識に類似する標識

4 奄美群島内限定旅行者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合においては、奄美群島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

二 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における第十一条第四項第二号に規定する旅行業務に関し奄美群島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

5 国土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、奄美群島内限定旅行者代理業者に対し、奄美群島内限定旅行者代理業の実施状況について報告を求めることができる。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例）

第十九条 奄美群島市町村が、第十一条第二項第三号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、主務大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

（新設）

(農地法等による処分についての配慮)

第二十条 国の行政機関の長又は鹿児島県知事は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域内の土地を認定産業振興促進計画に記載された事業の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該計画区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(中小企業者に対する配慮)

第二十一条 国及び地方公共団体は、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

第五節 振興開発のためのその他の特別措置

(医療の確保等)

第二十二条 (略)

一〜四 (略)

五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、その輸送中に医療を行う体制を含む。第九項において同じ。）の整備

六 (略)

2 (略)

3 国及び鹿児島県は、無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（第九項において「医師等」という。）の確保その他無医地区における医療の確保（当該診療に従事す

(新設)

(新設)

(新設)

(医療の確保等)

第六条の三 (略)

一〜四 (略)

五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、その輸送中に医療を行う体制を含む。第七項において同じ。）の整備

六 (略)

2 (略)

3 国及び鹿児島県は、無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（第七項において「医師等」という。）の確保その他無医地区における医療の確保（当該診療に従事す

る医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4・5 (略)

6 国及び鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、市町村が振興開発計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

7 国及び地方公共団体は、奄美群島に居住する妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該妊婦が当該島の区域外の病院、診療所又は助産所に健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合における当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとする。

8 鹿児島県は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画を作成するに当たっては、奄美群島における医療の特殊事情に鑑み、奄美群島において必要な医療が確保されるよう適切な配慮をするものとする。

9 前各項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、奄美群島において、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑み、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに人の往来等に要する費用の低廉化について特別の配慮をするものとする。

る医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4・5 (略)

6 国及び鹿児島県は、奄美群島における医療を確保するため、市町村が振興開発計画に基づいて第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(新設)

(新設)

7 国及び地方公共団体は、奄美群島内の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(交通の確保等)

第六条の四 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実について特別の配慮をするものとする。

(農林水産業その他の産業の振興)

第二十四条 (略)

2 国及び地方公共団体は、奄美群島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、奄美群島の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

第二十五条 (略)

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第二十六条 国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(生活環境等の整備)

第二十七条 国及び地方公共団体は、奄美群島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(介護給付等対象サービス等の確保等)

第二十八条 国及び地方公共団体は、奄美群島における介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第二十四条第二項に規定する介護給付等対

(農林水産業の振興)

第六条の五 (略)

(新設)

(新設)

第六条の六 (略)

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第六条の七 国及び地方公共団体は、奄美群島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(新設)

(新設)

象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。

（高齢者の居住用施設の整備）

第二十九条 国及び地方公共団体は、奄美群島における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

（保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減）

第三十条 国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、奄美群島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

（防災対策の推進）

第三十一条 国及び地方公共団体は、奄美群島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、奄美群島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

（自然環境の保全及び再生）

（高齢者の福祉の増進）

第六条の八 国及び地方公共団体は、奄美群島における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備等について適切な配慮をするものとする。

（新設）

（新設）

第三十二条 国及び地方公共団体は、奄美群島における自然環境の保全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置その他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

(新設)

(再生可能エネルギー源の利用の推進等)

第三十三条 国及び地方公共団体は、奄美群島の自然的特性を踏まえ、奄美群島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

(新設)

2 国及び地方公共団体は、奄美群島と他の地域との間のエネルギーの利用に関する条件の格差に鑑み、奄美群島における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興を図るため、奄美群島における石油製品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実等)

(新設)

第三十四条 国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、奄美群島内の島の区域(当該島の区域が二以上の奄美群島市町村の区域にわたる場合にあつては、当該島のうちの奄美群島市町村の区域に属する区域。以下この項において同じ。)内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設(以下この条において「高等学校等」という。)が設置されていないことにより、当該島の区域内から当該島の区域外に所在する高等学校等へ生徒が通学する場合又は当該島の区域外に生徒が居住して当該高等学校等へ通学する場合における当該通学又は居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

(新設)

2 国及び地方公共団体は、奄美群島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和

三十六年法律第百八十八号)の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに奄美群島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第三十五条 国及び地方公共団体は、奄美群島において伝承されてきた多様な文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(観光の振興及び地域間交流の促進)

第三十六条 国及び地方公共団体は、奄美群島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していることその他の特性があることに鑑み、国民の奄美群島に対する理解と関心を深めるとともに、奄美群島の活性化に資するため、奄美群島における観光の振興並びに奄美群島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

第三十七条 (人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)
(略)

第三十八条 (地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
(略)

一 認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において当該認定

(教育の充実等)

第六条の九 国及び地方公共団体は、奄美群島において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第六条の十 国及び地方公共団体は、奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(地域間交流の促進)

第六条の十一 国及び地方公共団体は、奄美群島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることにかんがみ、国民の奄美群島に対する理解と関心を深めるとともに、奄美群島の活性化に資するため、奄美群島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

第六条の十二 (人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保)
(略)

第六条の十三 (地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)
(略)

一 奄美群島内において次に掲げる事業の用に供する設備を新設し、

産業振興促進計画に定められた次に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さないこと。

イホ (略)

二・三 (略)

第三章 奄美群島振興開発審議会

(奄美群島振興開発審議会の設置及び権限)

第三十九条 (略)

2 審議会は、奄美群島の振興開発に関する重要事項につき、主務大臣に対し意見を申し出ることができる。

第四十条 (略)

2 4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、審議会の議事、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(審議会への報告)

第四十一条 主務大臣は、毎年、奄美群島の振興開発に關して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金

第一節 総則

又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその事業に係る機械及び装置（ホに掲げる事業の用に供するものを除く。）若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さないこと。

イホ (略)

二・三 (略)

第三章 奄美群島振興開発審議会

(奄美群島振興開発審議会の設置及び権限)

第七条 (略)

2 審議会は、奄美群島の振興開発に関する重要事項につき、国土交通大臣、総務大臣又は農林水産大臣に対し意見を申し出ることができる。

第八条 (略)

2 4 (略)

5 前各項に定めるものの外、審議会の議事、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

第四章 独立行政法人奄美群島振興開発基金

第一節 総則

第四十二条～第四十六条 (略)

第二節 役員及び職員

第四十七条～第四十九条 (略)

第三節 業務等

(業務の範囲)

第五十条 基金は、第四十四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 (略)

第五十一条・第五十二条 (略)

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第五十三条 基金は、第五十条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2～7 (略)

第五十四条 (略)

第四節 雑則

第五十五条 (略)

(削る)

第九条～第十三条 (略)

第二節 役員及び職員

第十四条～第十六条 (略)

第三節 業務等

(業務の範囲)

第十七条 基金は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四 (略)

第十八条・第十九条 (略)

(長期借入金及び奄美群島振興開発債券)

第二十條 基金は、第十七条第二号及び第三号に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は奄美群島振興開発債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2～7 (略)

第二十一条 (略)

第四節 雑則

第二十二条 (略)

(主務大臣等)

第二十三条 この章及び第六章並びに基金に係る通則法における主務大

第五十六条、第五十八条 (略)

第五章 雑則

(主務大臣等)

第五十九条 第四条第一項並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）における主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第二号及び第十五号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣、同項第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び厚生労働大臣、同項第五号及び第十一号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び環境大臣、同項第六号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び環境大臣、同項第十二号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣、同項第十三号に掲げる事項に係る部分については国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣及び文部科学大臣とし、その他の部分については国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

2 第二章第二節における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

臣は、国土交通大臣及び財務大臣とする。

2 前条第一項及び基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

3 この章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。

4 基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第二十四条、第二十六条 (略)

第五章 雑則

(新設)

とする。

3 第二章第四節及び第三章における主務大臣は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣とする。

4 前章及び基金に係る通則法における主務大臣は、国土交通大臣及び財務大臣とする。

5 第五十五条第一項及び基金に係る通則法第六十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、国土交通大臣又は財務大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

6 前章及び基金に係る通則法における主務省は、国土交通省及び財務省とする。

7 第二章における主務省令は、国土交通省令・総務省令・農林水産省令とする。

8 基金に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第六十条 (略)

第六章 罰則

(削る)

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第六項の規定に違反した者

二 偽りその他不正の手段により奄美群島特例通訳案内士の登録を受けた者

三 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項

第二十七条 (略)

第六章 罰則

第二十八条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

の規定による業務の停止の処分違反した者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第七項の規定に違反した者

二 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者

五 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

六 第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合におけるその違反行為をした受託者の役員又は職員

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第四号から第六号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第六十四条 第十七条第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第六十五条 (略)

一 (略)

二 第五十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

(新設)

(新設)

(新設)

第二十九条 (略)

一 (略)

二 第十七条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

第六十六条 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第二十九条

第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成三十年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、別に法律で定める。
- 3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、附則第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(新設)

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行し、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継、平成二十五年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用並びに基金に係る通則法第三十三条及び第三十四条の規定の適用については、別に法律で定める。
- 3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成二十六年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第五項まで及び第二十七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。
- 4 別表の規定の昭和六十年における適用については、同表道路の項及び空港の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、同表港湾の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、同表保育所の項及び義務教育施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の六」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の七・五」(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五)と、同表海岸の項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「十分の八」とあるのは「十分の七」(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の八)と、同表河川の項中「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の七・五」(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対

(削る)

処するため緊急治山事業として行われる保安施設事業及び森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設にあつては、十分の八・五」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の九五）」とする。

5| 別表の規定の昭和六十一年度から平成四年度までの各年度における適用については、同表道路の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・五（建設大臣が行う場合にあつては、十分の八）」と、同表港湾の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、同表空港の項中「十分の九」とあるのは「十分の八」と、同表保育所の項及び義務教育施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県知事又は市町村長が施行する場合にあつては十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五）以内、主務大臣が施行する場合にあつては十分の七・五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五）」と、同表海岸の項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「十分の八」とあるのは「十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急地すべり対策事業に係るものにあつては、十分の八）」と、同表河川の項中「十分の六・五」とあるのは「十分の六」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県又は市町村が行う場合にあつては十分の七（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、国が行う保安施設事業にあつては十分の七・五（災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五）以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設にあつては十分の八・五」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五（水産

(削る)

5・6 (略)

7 前項に定めるもののほか、附則第五項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

8 国は、附則第五項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第六条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

9 港湾管理者が、附則第五項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第六項及び第七項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

(削る)

業協同組合が施行するものにあつては、十分の九・五」とする。

6 別表道路の項及び林業施設の項の規定の平成元年度及び平成二年度における適用については、前項の規定にかかわらず、同表道路の項中「十分の九」とあるのは「十分の七・二五(建設大臣が行う場合にあつては、十分の七・五)」と、同表林業施設の項中「十分の八・五」とあるのは「鹿児島県又は市町村が行う場合にあつては十分の七(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五)以内、国が行う保安施設事業にあつては十分の七・五(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われる保安施設事業にあつては、十分の八・五)以内、森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設にあつては十分の八」とする。

7・8 (略)

9 前項に定めるもののほか、附則第七項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 国は、附則第七項の規定により、港湾管理者に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である工事に係る第六条第一項の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 港湾管理者が、附則第七項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

12 基金は、平成十八年三月三十一日までの間、第十七条に規定する業務のほか、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、農林水産物の加工度の高い工業、産業の振興開発に係る交通運輸業その他の奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業で政令で定めるものを行う事業者に対する当該事業に必要な資金の出資の業務及びこれに附

(削る)

13] 帯する業務を行うことができる。
前項の規定により基金が同項に規定する業務を行う場合には、第二十九條第二号中「第十七條」とあるのは、「第十七條及び附則第十二項」とする。

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 小笠原諸島振興開発計画等</p> <p>第一節 基本方針（第五条）</p> <p>第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置（第六条―第十条）</p> <p>第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置（第十一条―第二十条）</p> <p>第四節 振興開発のためのその他の特別措置（第二十一条―第四十六条）</p> <p>第三章 小笠原諸島振興開発審議会（第四十七条―第四十九条）</p> <p>第四章 雑則（第五十条・第五十一条）</p> <p>第五章 罰則（第五十二条―第五十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 小笠原諸島振興開発計画等（第三条―第十条）</p> <p>第三章 小笠原諸島振興開発審議会（第十一条・第十二条）</p> <p>第四章 雑則（第十三条―第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。</p>

小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、小笠原諸島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第四条 (略)

第二章 小笠原諸島振興開発計画等

第一節 基本方針

第五条 国土交通大臣は、第二条の基本理念にのっとり、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬（以下「人の往来等」という。）に要す

(新設)

(新設)

第二条 (略)

第二章 小笠原諸島振興開発計画等

(新設)

第三条 国土交通大臣は、小笠原諸島の振興開発を図るため、小笠原諸島振興開発基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する基本的な事項

る費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する基本的な事項

四 (略)

五 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する基本的な事項

六 住宅及び生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項

七 保健衛生の向上に関する基本的な事項

八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

九 医療の確保等に関する基本的な事項

十 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する基本的な事項

十一 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー

源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。以下同じ。）の利用その他のエネルギーの供給に関する基本的な事項

十二 (略)

十三 教育及び文化の振興（子どもの修学の機会を確保するための支援を含む。次条第二項第十三号において同じ。）に関する基本的な事項

十四・十五 (略)

十六 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する基本的な事項

十七・十八 (略)

(削る)

3| 基本方針は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達

四 (略)

五 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する基本的な事項

(新設)

(新設)

(新設)

六 自然環境の保全及び公害の防止に関する基本的な事項

(新設)

七 (略)

八 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

九・十 (略)

十一 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する基本的な事項

十二・十三 (略)

3| 基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

4| 基本方針は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達

4 成されるような内容のものでなければならない。
5 (略)

第二節 振興開発計画及びこれに基づく措置

(振興開発計画)

第六条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 振興開発計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 小笠原諸島の振興開発の基本的方針に関する事項

二 (略)

三 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保に関する事項

四 (略)

(削る)

五 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進に関する事項

六 住宅及び生活環境の整備に関する事項

七 保健衛生の向上に関する事項

八 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項

九 医療の確保等に関する事項

十 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止に関する事項

十一 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給に関する事項

十二 (略)

十六 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成に関する事項

5 成されるような内容のものでなければならない。
6 (略)

(新設)

(振興開発計画)

第四条 東京都は、基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画（以下「振興開発計画」という。）を定めなければならない。

2 振興開発計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 (新設)

二 (略)

二 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三 (略)

四 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他の市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

(新設)

六 (略)

十 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

十七・十八 (略)

- 3 振興開発計画は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。
- 4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、次項の規定による要請があつた場合を除き、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならぬ。
- 5 小笠原村は、振興開発計画が定められていない場合には、東京都に対し、振興開発計画を定めることを要請することができる。この場合において、振興開発計画の案を添えなければならない。
- 6 前項の規定による要請があつたときは、東京都は、速やかに、振興開発計画を定めるよう努めるものとする。
- 7 小笠原村は、第四項又は第五項の案を作成しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 8 東京都は、小笠原村から第四項又は第五項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。
- 9 (略)
- 10 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 11 第四項及び第七項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。この場合において、第四項中「ときは、次項の規定による要請があつた場合を除き」とあるのは「ときは」と、第七項及び第八項中「第四項又は第五項」とあるのは「第四項」と読み替へるものとする。

(削る)

第七条 (略)

- 2 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復

十一・十二 (略)

- 3 振興開発計画は、平成二十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬ。
 - 4 東京都は、振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原村に対し、振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならぬ。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- 5 東京都は、小笠原村から前項の案の提出を受けたときは、振興開発計画を定めるに当たつては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。
 - 6 (略)
 - 7 東京都は、振興開発計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 8 第四項から前項までの規定は、振興開発計画の変更について準用する。

第五条 削除

第六条 (略)

- 2 小笠原諸島における災害復旧事業については、公共土木施設災害復

旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

第八条（略）

第三節 産業振興促進計画及びこれに基づく措置

（産業振興促進計画の認定）

第十一条 小笠原村は、振興開発計画に即して、国土交通省令で定めるところにより、小笠原諸島の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、情報通信業の振興、観光の振興その他の産業の振興を促進するための計画（以下「産業振興促進計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 産業振興促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 小笠原諸島において振興すべき業種

二 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

三 計画期間

3 前項各号に掲げるもののほか、産業振興促進計画を定める場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 産業振興促進計画の目標

二 その他国土交通省令で定める事項

4 第二項第二号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することが

旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同法同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

第七条（略）

（新設）

（新設）

できる。

一 小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業（小笠原諸島において小笠原諸島特例通訳案内士（第十七条第二項に規定する小笠原諸島特例通訳案内士をいう。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。同条第一項において同じ。）に関する事項

二 観光旅客滞在促進事業（小笠原諸島において旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業（同条第五項に規定する下宿営業その他の国土交通省令で定めるものを除く。）を営む者（旅行業法（昭和二十七年法律第百二十九号）第三条の登録を受けた者を除く。）が、小笠原諸島内限定旅行者代理業（旅行業法第二条第二項に規定する旅行者代理業であつて、小笠原諸島内の旅行に関し宿泊者と同条第三項に規定する旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。第十八条第五項において同じ。）を行うことにより、小笠原諸島において観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図る事業であつて、小笠原諸島の観光資源を活用して観光旅客の滞在を促進するものをいう。以下同じ。）に関する事項

三 補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第十九条において同じ。）に関する事項

5 | 小笠原村は、産業振興促進計画に第二項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 | 次に掲げる者は、小笠原村に対して、産業振興促進計画を作成することを提案することができる。この場合においては、振興開発計画に即して、当該提案に係る産業振興促進計画の素案を作成して、これを

- 提示しなければならない。
- 一 当該提案に係る産業振興促進計画に記載しようとする第二項第二号に規定する事業を実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興促進計画に関し密接な関係を有する者
- 7| 小笠原村は、前項の規定による提案を受けたときは、当該提案に基づき産業振興促進計画を作成するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興促進計画を作成しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならぬ。
- 8| 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、産業振興促進計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 振興開発計画に適合するものであること。
 - 二 産業振興促進計画の実施が小笠原諸島における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。
 - 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 四 第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画については、当該観光旅客滞在促進事業を実施しようとする者が旅行業法第六条第一項各号（第七号及び第八号を除く。）のいずれにも該当せず、かつ、営業所ごとに同法第十一条の二に規定する旅行業務取扱管理者又は第十八条第四項前段に規定する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を確実に選任すると認められること。
- 9| 国土交通大臣は、産業振興促進計画に第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、前項の認定をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長（以下単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。
- 10| 国土交通大臣は、第八項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を

公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第十二条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、同条第八項の認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、国土交通大臣が前項の処理期間中に前条第八項の認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、同条第九項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定産業振興促進計画の変更)

第十三条 小笠原村は、第十一条第八項の認定を受けた産業振興促進計画(以下「認定産業振興促進計画」という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

2 第十一条第五項から第十項まで及び前条の規定は、前項の認定産業振興促進計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十四条 国土交通大臣は、小笠原村が第十一条第八項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下単に「認定」という。)を受けたときは、認定産業振興促進計画(認定産業振興促進計画の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、小笠原村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第十五条 国土交通大臣又は関係行政機関の長は、認定産業振興促進計

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、小笠原村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十六条 国土交通大臣は、認定産業振興促進計画が第十一条第八項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、当該認定産業振興促進計画に同条第四項各号に掲げる事項が記載されているときは、国土交通大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた関係行政機関の長は、同項の規定による認定の取消しに関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

3 前項に規定する場合のほか、関係行政機関の長は、認定産業振興促進計画に第十一条第四項各号に掲げる事項が記載されている場合には、第一項の規定による認定の取消しに関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

4 第十一条第十項の規定は、第一項の規定による認定の取消しについて準用する。

(通訳案内士法の特例)

第十七条 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該小笠原諸島特例通訳案内士育成等事業に係る小笠原諸島特例通訳案内士については、次項から第九項まで、第五十二条、第五十三条(第一号及び第二号に係る部分に限る。)、第五十五条及び第五十六条に定めるところによる。

2 小笠原諸島特例通訳案内士は、小笠原諸島において、報酬を得て、

(新設)

(新設)

- 3| 通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下この条において同じ。）を行うことを業とする。
- 3| 小笠原諸島特例通訳案内士については、通訳案内士法の規定は、適用しない。
- 4| 小笠原村が第一項の認定を受けた産業振興促進計画に基づいて行う通訳案内に関する研修を修了した者は、小笠原諸島において、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有する。
- 5| 次の各号のいずれかに該当する者は、小笠原諸島特例通訳案内士となる資格を有しない。
 - 一| 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
 - 二| 第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 三| 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 四| 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 五| 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
 - 六| 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第十四条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により沖縄特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日か

ら二年を経過しないもの

七| 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

八| 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

九| 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第五十条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により福島特別通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6| 小笠原諸島特別通訳案内士は、小笠原諸島以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7| 通訳案内士法第三章の規定は、小笠原諸島特別通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「小笠原諸島特別通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「小笠原村」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「小笠原村長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「小笠原諸島特別通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第七項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

8 通訳案内士法第四章の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第九項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項並びに同法第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「小笠原村長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法又は同法」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第三十五条の規定は、小笠原諸島特例通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項及び第三項中「観光庁長官」とあるのは、「小笠原村長」と読み替えるものとする。

(旅行業法の特例)

第十八条 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に観光旅客滞在促進事業に関する事項を記載した産業振興促進計画（旅行業法第三条の旅行者代理業の登録又は同法第六条の四第三項の規定による届出を要する行為に関する事項を記載したものに限る。）について、国土交通省令で定める書類を添付して、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該観光旅客滞在促進事業のうち、同法第三条の旅行者代理業の登録を受け、又は同法第六条の四第三項の規定による届出をしなければならぬものについては、当該認定の日において、これらの規定による登録を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合においては、同法第十二条の九第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により旅行業法第三条の登録を受けたものとみなされた者（以下この条において「小笠原諸島内限定旅行者代理業者」という。）は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。

(新設)

一 小笠原諸島内限定旅行者代理業者 旅行業法第十二条の九第一項の標識

二 小笠原諸島内限定旅行者代理業者以外の者 前項の標識

三 旅行業法第十一条の二第一項に規定する旅行者等(同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。)以外の者 前項の標識に類似する標識

4 小笠原諸島内限定旅行者代理業者は、その営業所に、旅行業法第十一条の二第一項の規定により選任しなければならないものとされている旅行業務取扱管理者に代えて、次に掲げる要件に該当する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を選任することができる。この場合において、小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者を同項に規定する旅行業務取扱管理者とみなして、同法の規定を適用する。

一 旅行業法第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しないこと。

二 旅行業務の取扱いについての国土交通省令で定める研修の課程を修了したことその他の当該営業所における第十一条第四項第二号に規定する旅行業務に関し小笠原諸島内において旅行業法第十一条の二第一項に規定する事務を行うのに必要な知識及び能力を有するものとして国土交通省令で定める要件を備えること。

5 国土交通大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、小笠原諸島内限定旅行者代理業者に対し、小笠原諸島内限定旅行者代理業の実施状況について報告を求めることができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第十九条 小笠原村が、第十一条第二項第二号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した産業振興促進計画について、国土交通大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(新設)

(中小企業者に対する配慮)

第二十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)が認定産業振興促進計画に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

第四節 振興開発のためのその他の特別措置

(土地改良法の特例)

第二十一条 小笠原諸島において行われる土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることができる。

(農用地開発のための交換分合)

第二十二条 東京都は、振興開発計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地(政令で定めるものを除く。)につき交換分合計画を定め、当該土地に関する権利の交換分合を行うことができる。

2 4 (略)

(削る)

(削る)

(新設)

(新設)

(土地改良法の特例)

第九条 小笠原諸島において行なわれる土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業に対する同法の規定の適用については、当分の間、政令で特別の定めをすることができる。

(農用地開発のための交換分合)

第十条 都は、振興開発計画に基づく効率的な農用地の開発のため必要があるときは、開発して農用地とすべき土地及びその周辺の土地(政令で定めるものを除く。)につき交換分合計画を定め、当該土地に関する権利の交換分合を行うことができる。

2 4 (略)

第三章 小笠原諸島振興開発審議会

(小笠原諸島振興開発審議会)

第十一条 国土交通大臣の諮問に応じて旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関し重要な事項を調査審議するため、国土交通省に、小笠原諸島振興開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、国土交通大臣に意見を述べることができる。

(削る)

(削る)

第二十三条 (略)

(交通の確保等についての配慮)

第二十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の人の往来等に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実並びに人の往来等に要する費用の低廉化について特別の配慮をするものとする。

第十二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者並びに関係地方公共団体の長及び議会の議長のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

第十三条 (略)

(交通の確保等についての配慮)

第十三条の二 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図るため、海上、航空及び陸上の交通の総合的かつ安定的な確保及びその充実について特別の配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第二十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の情報通信技術の利用の機会に係る格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業その他の産業の振興についての配慮)

第二十六条 (略)

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の周辺の海域の漁場において漁業者が安定的に水産業を営むことができるよう、水産動植物の生育環境の保全及び改善について適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、産業の振興に寄与する人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入並びに産業間の連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(就業の促進についての配慮)

第二十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の住民及び小笠原諸島へ移住しようとする者の小笠原諸島における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充並びに実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(生活環境等の整備についての配慮)

第二十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における定住の促進に資するため、住宅の整備及び水の安定的な供給の確保、廃棄物の適正な処理その他の快適な生活環境の整備について適切な配慮をするものとする。

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実についての配慮)

第十三条の三 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業の振興についての配慮)

第十三条の四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(介護給付等対象サービス等の確保等についての配慮)

第二十九条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法（昭和三十八年法律第三百二十三号）に基づく福祉サービス（以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。）の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実に¹ついて適切な配慮をするものとする。

(高齢者の居住用施設の整備についての配慮)

第三十条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における高齢者の福祉の増進を図るため、高齢者の居住の用に供するための施設の整備について適切な配慮をするものとする。

(保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減についての配慮)

第三十一条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間の保健医療サービス、介護サービス及び保育サービスを受けるための条件の格差の是正を図るため、小笠原諸島における住民がこれらのサービスを受けるための住民の負担の軽減について適切な配慮をするものとする。

(医療の充実についての配慮)

第三十二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島に居住する妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、当該妊婦

(新設)

(新設)

(新設)

(医療の充実についての配慮)

第十三条の五 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師、歯科医師又は看護師の確保、医療機関の協力体制の整備等により小笠原諸島における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(新設)

が居住する島に妊婦の健康診査又は出産に係る保健医療サービスを提
供する病院、診療所又は助産所が設置されていないことにより、当該
妊婦が当該島の区域外の病院、診療所又は助産所に健康診査の受診又
は出産のために必要な通院又は入院をしなければならぬ場合におけ
る当該通院又は入院に対する支援について適切な配慮をするものとし
る。

3 東京都は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第
一項に規定する医療計画を作成するに当たつては、小笠原諸島におけ
る医療の特殊事情に鑑み、小笠原諸島において必要な医療が確保され
るよう適切な配慮をするものとする。

（自然環境の保全及び再生についての配慮）

第三十三条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における自然環境の保
全及び再生に資するため、生態系の維持又は回復を図るための措置そ
の他の必要な措置について適切な配慮をするものとする。

（再生可能エネルギー源の利用の推進等についての配慮）

第三十四条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の自然的特性を踏まえ
、小笠原諸島において再生可能エネルギー源を利用することが、エネ
ルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環
境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネル
ギー源の利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島と他の地域との間のエネルギー
の利用に関する条件の格差に鑑み、小笠原諸島における住民の生活の
利便性の向上及び産業の振興を図るため、小笠原諸島における石油製
品の価格の低廉化に関する施策の推進について適切な配慮をするもの
とする。

（防災対策の推進についての配慮）

（新設）

（新設）

（新設）

第三十五条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、災害を防除し、及び災害が発生した場合において住民が孤立することを防止するため、小笠原諸島において、国土保全施設、避難施設、備蓄倉庫、防災行政無線設備、人工衛星を利用した通信設備その他の防災に関する施設及び設備の整備、防災上必要な教育及び訓練の実施、被災者の救難、救助その他の保護を迅速かつ的確に実施するための体制の整備及び関係行政機関の連携の強化その他の防災対策の推進について適切な配慮をするものとする。

(新設)

(教育の充実等についての配慮)

第三十六条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、子どもの修学の機会の確保に資するため、小笠原諸島内の島の区域内に高等学校、中等教育学校の後期課程その他これらに準ずる教育施設(以下この条において「高等学校等」という。)が設置されていないことにより、当該島の区域外に生徒が居住して高等学校等へ通学する場合における当該居住に対する支援について適切な配慮をするものとする。

(新設)

2 国及び地方公共団体は、小笠原諸島における教育の特殊事情に鑑み、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の規定による公立の高等学校等を設置する地方公共団体ごとの教員及び職員の定員の算定並びに小笠原諸島に所在する公立の高等学校等に勤務する教員及び職員の定員の決定について特別の配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、小笠原諸島において、その教育の特殊事情に鑑み、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等についての配慮)

第三十七条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島において伝承されてき

(新設)

た多様な文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(観光の振興及び地域間交流の促進についての配慮)

第三十八条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存することその他の特性があることに鑑み、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島における観光の振興並びに小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

第三十九条・第四十条 (略)

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第四十一条 (略)

256 (略)

7 租税特別措置法第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第四十一条第五項」と読み替えるものとする。

第四十二条・第四十三条 (略)

(助言、勧告又は指揮監督)

第四十四条 (略)

2 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する小笠原村に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事

(地域間交流の促進についての配慮)

第十三条の六 国及び地方公共団体は、小笠原諸島には優れた自然の風景地が存すること等の特性があることにかんがみ、国民の小笠原諸島に対する理解と関心を深めるとともに、小笠原諸島の活性化に資するため、小笠原諸島と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

第十三条の七・第十四条 (略)

(帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例)

第十五条 (略)

256 (略)

7 租税特別措置法第三十三条の五第三項の規定は、第五項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第五項に規定する提出期限」と、同号中「租税特別措置法第三十三条の五第一項」とあるのは「小笠原諸島振興開発特別措置法第十五条第五項」と読み替えるものとする。

第十六条・第十七条 (略)

(助言、勧告又は指揮監督)

第十八条 (略)

2 東京都知事は、振興開発計画に基づく事業の実施について、これらの事業を実施する村に助言若しくは勧告をし、又はこれらの事業を实

業を実施するその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、教育及び文化の振興に関する事業（関係法令の規定により東京都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。）の実施に関する助言若しくは勧告又は指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ東京都の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣の関係法令の規定による助言若しくは勧告若しくは指揮監督又は東京都の教育委員会の関係法令の規定による助言若しくは勧告の権限を妨げるものではない。

第四十五条・第四十六条（略）

第三章 小笠原諸島振興開発審議会

（小笠原諸島振興開発審議会の設置及び権限）

第四十七条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項その他旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、国土交通省に小笠原諸島振興開発審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、旧島民の帰島及び小笠原諸島の振興開発に関する重要事項につき、国土交通大臣に対し意見を申し出ることができる。

（審議会の組織等）

第四十八条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、関係地方公共団体の長及び議会の議長並びに学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

施するその他の者を指揮監督するものとする。この場合において、教育及び文化の振興に関する事業（関係法令の規定により都の教育委員会の権限に属するとされているものに限る。）の実施に関する助言若しくは勧告又は指揮監督については、東京都知事は、あらかじめ都の教育委員会と協議しなければならない。

3 前二項の規定は、当該事業の実施について主務大臣の関係法令の規定による助言若しくは勧告若しくは指揮監督又は都の教育委員会の関係法令の規定による助言若しくは勧告の権限を妨げるものではない。

第十九条・第二十条（略）

（新規）

（新規）

（新規）

6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 特別の事項について調査審議するため必要があるときは、審議会に、臨時委員を置くことができる。

8 臨時委員は、当該事項に関し専門的知識を有する者のうちから、国土交通大臣が任命する。

9 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

11 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(審議会への報告)

第四十九条 国土交通大臣は、毎年、小笠原諸島の振興開発に関して講じた施策について、審議会に報告するものとする。

第四章 雑則

第五十条・第五十一条 (略)

第五章 罰則

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第六項の規定に違反した者

二 偽りその他の不正の手段により小笠原諸島特例通訳案内士の登録を受けた者

三 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分違反した者

(新設)

(新規)

第二十一条・第二十二条 (略)

(新設)

(新設)

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

一 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

二 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十八条第二項の規定に違反して同項の標識を掲示しなかつた者

四 第十八条第三項の規定に違反して同項各号の標識を掲示した者

五 第十八条第五項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第三号から第五号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

(新設)

第五十五条 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十五条

(新設)

第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

第五十六条 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第二十九条

(新設)

第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

附 則

1 (この法律の失効)
(略)

1 (この法律の失効)
(略)

2 この法律は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち

2 この法律は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち

平成三十一年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

3 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第四十一条の規定を適用する。

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該不動産が同法附則第十七条の二第二項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準)によつて決定した価格)中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(修正基準に係る不動産の価格の決定の特例)

5 第四十二条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が地方税法附則第十七条の二第二項又は第

平成二十六年以降に繰り越されるものについては、第六条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(帰島計画作成前に移住した者に対する課税の特例)

3 昭和四十四年一月一日から帰島計画が作成されるまでの間に永住の目的をもつて小笠原諸島の地域へ移住した者で政令で定めるものについては、その者を帰島者とみなして第十五条の規定を適用する。

(宅地評価土地に係る価格の決定の特例)

4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、当該譲渡した不動産に係る第十六条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準(当該不動産が同法附則第十七条の二第二項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準)によつて決定した価格)中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

(修正基準に係る不動産の価格の決定の特例)

5 第十六条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が地方税法附則第十七条の二第二項又は第

第二項の規定の適用を受ける土地であるときににおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成三十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例)

7 帰島者が、この法律の失効の前二年内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第四十二条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用)

8 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、附則第二項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

二項の規定の適用を受ける土地であるときににおける第十六条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」とする。

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成二十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

(この法律の失効後の不動産取得税の課税の特例)

7 帰島者が、この法律の失効の前二年内に、その小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合において、同日後小笠原諸島の地域において不動産を取得したときは、当該不動産の取得については、第十六条第一項の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

(新設)

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>三 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十七条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 九 （略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一 二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>三 六 （略）</p>

改正案	現行												
<p>別表第六（第三百三条の二関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1027 159 1106 898">無線局の区分</td> <td data-bbox="1027 898 1106 1104">金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="946 159 1027 1104">一〇九（略）</td> <td data-bbox="946 898 1027 1104"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="416 159 946 1104"> <p>備考 一〇四（略） 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。 六〇十（略）</p> </td> </tr> </table>	無線局の区分	金額	一〇九（略）		<p>備考 一〇四（略） 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。 六〇十（略）</p>		<p>別表第六（第三百三条の二関係）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1027 1104 1106 1843">無線局の区分</td> <td data-bbox="1027 1843 1106 2040">金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="946 1104 1027 2040">一〇九（略）</td> <td data-bbox="946 1843 1027 2040"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="416 1104 946 2040"> <p>備考 一〇四（略） 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。 六〇十（略）</p> </td> </tr> </table>	無線局の区分	金額	一〇九（略）		<p>備考 一〇四（略） 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。 六〇十（略）</p>	
無線局の区分	金額												
一〇九（略）													
<p>備考 一〇四（略） 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。 六〇十（略）</p>													
無線局の区分	金額												
一〇九（略）													
<p>備考 一〇四（略） 五 この表において「第四地域」とは、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域並びに奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島の区域をいう。 六〇十（略）</p>													

改 正 案	現 行
<p>13 附則 第四十六条の規定は、附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第五項、失効前の沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百一十一号）附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第五項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第八項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。</p> <p>14 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第八項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第十項若しくは第十一項の規定による</p>	<p>13 附則 第四十六条の規定は、附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律（昭和二十六年法律第七十三号）附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）附則第七項、失効前の沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百一十一号）附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた港湾施設について準用する。この場合において、第四十六条第一項中「その工事の費用を国が負担し又は補助した」とあるのは「附則第三項から第五項まで、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第七項、奄美群島振興開発特別措置法附則第七項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第一項又は沖繩振興特別措置法附則第五條第一項の規定により国がその工事に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けた」と、「国が負担し、若しくは補助した」とあるのは「附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助若しくは附則第十項若しくは第十一項の規定による国の補助に係る」と読み替えるものとする。</p> <p>14 第四十六条の規定は、前項に規定する港湾施設で附則第九項、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律附則第十一項、奄美群島振興開発特別措置法附則第十項、失効前の沖繩振興開発特別措置法附則第九條第八項若しくは沖繩振興特別措置法附則第五條第七項に規定する国の負担若しくは補助又は附則第十項若しくは第十一項の規定による</p>

る国の補助に係るものについては、適用しない。

る国の補助に係るものについては、適用しない。

改正案	現行
<p>（認定が旅行者代理業の登録とみなされる場合の取扱い）</p> <p>第三十四条の四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十一条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第百四十二号の規定により旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第三条（登録）の旅行者代理業の登録とみなされる場合における奄美群島振興開発特別措置法第十一条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。</p> <p>2 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十一条第一項（産業振興促進計画の認定）に規定する産業振興促進計画の同条第八項（同法第十三条第二項（認定産業振興促進計画の変更）において準用する場合を含む。）の認定が別表第一第百四十二号の規定により旅行業法第三条の旅行者代理業の登録とみなされる場合における小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第五項の同意をした者については、当該産業振興促進計画に係る同条第一項の規定による申請を当該同意をした者の当該登録に係る申請とみなして、前章及びこの章の規定を適用する。</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の四関係）</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）</p>

<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定 、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率
<p>一〇百四十一 (略)</p>		
<p>百四十二 旅行業若しくは旅行者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録</p> <p>(注) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項(旅行業法の特例)、奄美群島振興開発特別措置法第十八条第一項(旅行業法の特例)又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十八条第一項(旅行業法の特例)の規定により旅行者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第八条第三項(観光圏整備実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による観光圏整備実施計画の認定、奄美群島振興開発特別措置法第十一条第八項(産業振興促進計画の認定)(同法第十三条第二項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定又は小笠原諸島振興開発特別措置法第十一条第八項(産業振興促進計画の認定)(同法第十三条第二項(認定産業振興促進計画の変更)において準用する場合を含む。)の規定による産業振興促進計画の認定は、当該登録とみなす。</p>		
<p>(一)旅行業法第三条(登録)又は第六条の四第一項(変更登録)の規定による旅行業の登録又は変更登録(政令で定めるものに限る。)</p>	(略)	(略)

<p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定 、指定又は技能証明の事項</p>	課税標準	税率
<p>一〇百四十一 (略)</p>		
<p>百四十二 旅行業若しくは旅行者代理業の登録又は旅程管理業務に係る登録研修機関の登録</p> <p>(注) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成二十年法律第三十九号)第十二条第一項(旅行業法の特例)の規定により旅行者代理業の登録を受けたものとみなされる場合における同法第八条第三項(観光圏整備実施計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による観光圏整備実施計画の認定は、当該登録とみなす。</p>		
<p>(一)旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条(登録)又は第六条の四第一項(変更登録)の規定による旅行業の登録又は変更登録(政令で定めるものに限る。)</p>	(略)	(略)

百四十二の二〜百六十 (略)	(二)
	(三)
	(略)
	(略)
	(略)

百四十二の二〜百六十 (略)	(二)
	(三)
	(略)
	(略)
	(略)

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案					
別表第二（第三十条の七関係）		提供を受ける区域内 の市町村の執行機関	一〇九 （略）	九の二 市町村長	九の三 市町村長	十〇十一 （略）	事務
（略）		奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの					
		現 行					
別表第二（第三十条の七関係）		提供を受ける区域内 の市町村の執行機関	一〇九 （略）	（新設）	（新設）	十〇十一 （略）	事務
（略）		（新設）					

別表第四（第三十条の七関係）

別表第四（第三十条の七関係）

九 十 (略)	八の三 市町村長	八の二 市町村長	一 八 (略)	提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関
(略)	小笠原諸島振興開発特別措置法による同法第十七条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	奄美群島振興開発特別措置法による同法第十七条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	事務
九 十 (略)	(新設)	(新設)	一 八 (略)	提供を受ける他の都道府県の区域内の市町村の執行機関
(略)	(新設)	(新設)	(略)	事務

○外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）（抄）（附則第十条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。 一〜三 （略）</p> <p>四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号） 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号） 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>六〜九 （略）</p>	<p>（地域限定通訳案内士の欠格事由） 第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、地域限定通訳案内士となる資格を有しない。 一〜三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>三の二〜六 （略）</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第十四条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～三（略） 四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの 六～九（略） （航空機燃料税の軽減） 第二十七条 沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。）との間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定する航空機燃料料については、租税特</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第十四条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、沖縄特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～三（略） （新設） （新設） 四～七（略） 六～九（略） （航空機燃料税の軽減） 第二十七条 沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域に含まれる島を除く。）との間を航行する航空機で運送の用に供されるものに積み込まれる航空機燃料税法（昭和四十七年法律第七号）第二条第二号に規定</p>

別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

する航空機燃料については、租税特別措置法で定めるところにより、航空機燃料税を軽減する。

○観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）（抄）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（旅行業法の特例） 第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 旅行業法第十一条の二第二項に規定する旅行者等（同法以外の法律の規定により同法第三条の登録を受けたものとみなされた者を含む。）以外の者 前項の標識に類似する標識</p> <p>4（略）</p>	<p>（旅行業法の特例） 第十二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める標識を掲示してはならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 旅行業法第十一条の二第二項に規定する旅行者等（観光圏内限定旅行者代理業者を含む。）以外の者 前項の標識に類似する標識</p> <p>4（略）</p>

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>六～八（略）</p> <p>6～14（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 奄美群島振興開発特別措置法第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士</p>	<p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四～六（略）</p> <p>6～14（略）</p> <p>（通訳案内士法の特例）</p> <p>第四十三条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。</p> <p>一～三（略）</p> <p>（新設）</p>

の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過し
ないもの

五| 小笠原諸島振興開発特別措置法第十七条第八項において準用する
通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案
内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経
過しないもの

6
5
14 (略)

(新設)

6
5
14 (略)

改正案	現行
<p>（通訳案内士法の特例） 第五十三条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～三（略）</p> <p>四 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号） 第十七条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により奄美群島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>五 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号） 第十七条第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により小笠原諸島特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの</p> <p>六～九（略） 六～九（略）</p>	<p>（通訳案内士法の特例） 第五十三条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者は、福島特例通訳案内士となる資格を有しない。 一～三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>四～七（略） 四～七（略）</p> <p>六～十（略） 六～十（略）</p>

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略）</p> <p>2 総務省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>			
期	限	期	限
平成十四年三月三十一日	（略）	平成十四年三月三十一日	（略）
（削る）	（削る）	平成二十六年三月三十一日	（略）
（略）	（略）	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	（略）
平成二十九年三月三十一日	（略）	（略）	（略）
日	（略）	日	（略）

3 (略)	平成三十三年三月三十一日		平成三十一年三月三十一日
	(略)	(略)	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

3 (略)	平成三十三年三月三十一日		(新設)
	(略)	(略)	(新設)

改正案				現行			
<p>附則 1・2（略） 3 農林水産省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>				期	限	事	務
				（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
平成二十九年三月三十一日	（略）	（略）	（略）	平成二十六年三月三十一日	（略）	（略）	（略）
平成三十一年三月三十一日	（略）	（略）	（略）	（新設）	（略）	（略）	（新設）
<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策</p>				<p>奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>			

4 (略)	(略)	平成三十三年三月三十一日	の企画及び立案並びに推進に関すること。
	(略)	(略)	

4 (略)	(略)	平成三十三年三月三十一日	
	(略)	(略)	

改正案		現行	
<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>		<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	
期	限	期	限
（削る）	（削る）	平成二十六年三月三十一日	（削る）
（削る）	（削る）	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	（削る）
（削る）	（削る）	奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第三条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。	（削る）
（削る）	（削る）	独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。	（削る）
（削る）	（削る）	小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別	（削る）
務	務	務	務

	平成二十七年三月三十一日	(略)	
	平成二十九年三月三十一日	(略)	
	平成三十一年三月三十一日	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 奄美群島特例通訳案内士に関すること。 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。

	平成二十七年三月三十一日	(略)	措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第二条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。
	平成二十九年三月三十一日	(略)	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	

平成三十三年三月三十一日	(略)	小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。 小笠原諸島特例通訳案内士に関すること。
平成三十四年三月三十一日	(略)	
平成三十五年三月三十一日	(略)	

2 (略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成三十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 平成三十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

平成三十三年三月三十一日	(略)	(新設)
平成三十四年三月三十一日	(略)	
平成三十五年三月三十一日	(略)	

2 (略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成二十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 平成二十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。